

# 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ 2020.3.7

## 新型コロナウイルスの外来診療について

**当院は新型コロナウイルス感染症の外来診療を行う指定医療機関ではありません**  
**新型コロナウイルス PCR 検査は実施していません**

以下に該当する方は、**受診をする前に、京都府の電話相談窓口にご相談ください**

- ①風邪の症状や、37.5° 以上の発熱が4日以上続いている  
(解熱剤を飲み続けなければならない時を含みます)
- ②強いだるさや息苦しさがある
- ③高齢者の場合や基礎疾患がある方は、上記①②症状が2日程度続く場合
- ④週間以内に発熱や・だるさ・息切れなどの呼吸症状があり下記に当てはまる方
  - ・新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域への渡航歴がある
  - ・[新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域への渡航歴があり発熱かつ咳がある人]との接触歴がある
  - ・新型コロナウイルス感染症と確定した人と濃厚接触がある

**直接医療機関を受診せず、相談センターに電話しましょう**

**京都府(専用相談窓口) 075(414)4726**

**京都市(専用相談窓口) 075(222)3421**

**滋賀県(薬務感染症対策課) 077(528)3637**

この時期は季節性インフルエンザ患者さんが多数おられます。ご心配と思いますが、微熱でも食事や水分を摂取できている方は自宅で安静にされることを強くお勧めいたします。ただし、高熱が続き、息苦しい、食事がとれない、尿が少ないなどの場合は受診が必要な場合もあります。新型コロナウイルスの検査は保健所又は指定医療機関が行いますが、発熱症状だけではPCR検査の対象となりません、ご心配な方は前記の相談窓口にお電話をお願いいたします。